

1. 件名：高浜発電所4号機の蒸気発生器伝熱管損傷に関する点検状況について
2. 日時：令和2年12月21日 10時00分～10時50分
3. 場所：原子力規制庁8階会議室（テレビ会議システムを利用）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部検査グループ
実用炉監視部門 高須統括監視指導官、小野上級原子炉解析専門官、反町主任監視指導官、東原子力規制専門員

関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）
高浜発電所 運営統括長 他7名

1. 要旨

- (1) 関西電力から、本年11月20日に発生した高浜発電所4号機の蒸気発生器（以下「SG」という。）伝熱管の損傷に関する点検の状況について、面談資料に基づき説明があった。主な説明は、以下のとおり。
 - 渦流探傷検査において有意な信号指示があったSG伝熱管の外観を小型カメラで観察した結果、A-SG伝熱管の信号指示箇所及びC-SG伝熱管1本の信号指示箇所と管支持板の間にそれぞれ付着物を確認した。
 - 回収したそれぞれの付着物を化学分析で調査した結果、主成分はともにマグネタイトで、SG内で発生するスラッジと同成分であった。
 - A-SGから回収した付着物の外観観察を行った結果、SG伝熱管減肉部と接触していたと想定される部位に接触痕、光沢が確認された。また、当該部位に伝熱管の主成分であるニッケル及びクロムの成分が検出された。
 - A、C-SG器内の管板、流量分配板、第1、第2管支持板上面を小型カメラで観察した結果、スラッジ以外の異物は確認されなかった。また、SGブローダウン系統（内部、仮設ストレーナ）を点検した結果、スラッジ、鉄さび以外の異物は確認されなかった。
- (2) 原子力規制庁より、SG伝熱管の付着物以外に、SG伝熱管を損傷させる可能性が否定できない要因はすべて調査を実施した上で、今回の損傷原因について根拠を持って示すよう伝え、関西電力は了解した旨回答があった。

2. 面談資料

資料1：高浜発電所4号機の蒸気発生器伝熱管損傷に関する点検状況